

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【公表番号】特表2010-514060(P2010-514060A)

【公表日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2009-542971(P2009-542971)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 3 0

G 06 F 17/60 3 2 6

G 06 F 13/00 5 4 0 R

G 06 F 13/00 5 4 0 P

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月15日(2012.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インターネットユーザを活動プロファイルと照合させるためのシステムであって、ユーザに対して、活動プロファイルによって部分的に定義されるチャネルを作成可能とさせるユーザインターフェースと、

インターネットサービスプロバイダ内に設けられ、かつ運用されるチャネル監視システムとを備えており、

前記チャネル監視システムは、

前記ユーザインターフェースで作成された前記チャネルを受信し、

前記インターネットサービスプロバイダを通じて前記インターネットに接続されている複数のクライアントのインターネット活動を観察し、当該クライアントのうちのいずれかが前記チャネルの前記活動プロファイルを満たすとき及び当該満たすか否かを判断するよう構成されており、

前記チャネル監視システムは、前記複数のクライアントの各々について、複数の異なる無関係なウェブサイト全体を通じて当該クライアントのインターネット活動を監視し、前記活動プロファイルが満たされているか否かを判断するよう構成されている、システム。

【請求項2】

前記ユーザインターフェースは、

入力クエリを受信し、当該入力クエリに応答した検索結果として一又は複数の既存の前記チャネルを返信するよう構成されている検索インターフェースと、

ユーザに対して、前記チャネルを生成するために前記検索結果の一部を選択及び利用可能とさせるよう構成されているチャネルエディタとを有している、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記検索結果は、様々な利用規約に従った複数の前記チャネルを有している、請求項2

に記載のシステム。

【請求項 4】

前記検索結果は、前記チャネルの利用を有料とする利用規約に従ったチャネルを有している、請求項 3に記載のシステム。

【請求項 5】

前記料金は、前記チャネルを通じて配信される広告コンテンツに関する表示回数当たりのコスト、前記チャネルを通じて配信される広告コンテンツに関するクリック回数当たりのコスト、および、前記チャネルを通じて配信される広告コンテンツに関する動作回数当たりのコストのうちの少なくとも一つに基づいて算出される、請求項 4に記載のシステム。

【請求項 6】

前記検索結果は、前記チャネルの前記活動プロファイルが自由に閲覧可能であること及び前記チャネルを無料で利用させることを規定する利用規約に従ったチャネルを有している、請求項 3に記載のシステム。

【請求項 7】

前記チャネル監視システムは、様々な活動プロファイルを有する複数の異なるチャネルを格納するように構成されているチャネルサーバを備えており、

前記チャネル監視システムは、前記複数のクライアントのインターネット活動を監視して前記様々なチャネルとの照合を特定するように構成されている、請求項 1に記載のシステム。

【請求項 8】

前記ユーザインターフェースが、前記ユーザに対して、前記活動プロファイルを満たすクライアントに向けて配信されるターゲット広告コンテンツを指定可能とさせるように構成されている、請求項 1に記載のシステム。

【請求項 9】

クライアント装置の先のインターネット活動に基づいてクライアントとインターネットとの間の情報のやりとりを変更するための方法であって、

中央サーバで一連の挙動検索パラメータを受信し、

前記一連の挙動検索パラメータを複数の分散された監視ドメインに向けて分配し、

前記複数の分散された監視ドメインの各々において、当該ドメイン内の複数のクライアント装置から当該複数のクライアント装置のインターネット活動に基づいて動的に取得される挙動追跡データを受信し、

前記複数のクライアント装置のうちのクライアント装置からのインターネット要求に対する応答を、当該一のクライアント装置の前記一連の挙動検索パラメータと前記インターネット活動との比較に基づいて変更する、方法。

【請求項 10】

分散された前記監視ドメインの各々は、インターネットサービスプロバイダに関連付けられている、請求項 9に記載の方法。

【請求項 11】

分散されている各監視ドメインについて、当該ドメインに関連付けられている前記インターネットサービスプロバイダが、

(a) 前記一連の挙動検索パラメータと前記挙動追跡データとを比較し、

(b) 前記比較が照合することを示す場合には、前記応答の変更を開始する、

ように構成されているサーバシステムを、ホストする、請求項 10に記載の方法。

【請求項 12】

前記応答の変更には、ターゲット広告を含んでいる、請求項 11に記載の方法。

【請求項 13】

前記中央サーバで複数の一連の挙動検索パラメータを格納する、ことをさらに含む、請求項 9に記載の方法。

【請求項 14】

ユーザに対して、アクセス可能とさせるとともに、格納された前記複数の一連の拳動検索パラメータを利用可能とさせるように構成されているインターフェースを提供することをさらに含んでいる、請求項13に記載の方法。

【請求項15】

前記インターフェースが、ユーザに対して、論理演算子を用いることによって前記複数の一連の拳動検索パラメータのうちの二以上の特性を組み合わせることを可能とさせるように構成されている、請求項14に記載の方法。

【請求項16】

前記中央サーバで売買／交換を管理することをさらに含み、そのことにより、複数の一連の拳動検索パラメータの所有者が、前記複数の一連の拳動検索パラメータを利用する権利についてユーザと取引することができる、請求項13に記載の方法。

【請求項17】

前記中央サーバで売買／交換を管理することは、前記複数の一連の拳動検索パラメータを利用する権利について二人以上のユーザ間でのオークションを促進することを含む、請求項16に記載の方法。

【請求項18】

前記中央サーバで売買／交換を管理することは、前記複数の一連の拳動検索パラメータを利用する権利の交換に関する前記複数の一連の拳動検索パラメータの所有者とユーザとの間の金銭取引を容易にすることを含んでいる、請求項16に記載の方法。